

5・7・5に乗せて



愛媛若葉ひろみ句会

ありて無き程の幸せ寒すみれ

伊藤 京

寒晴や九時に予約の美容院

井谷 けい

遠ちの子念ふ寒晴の空蒼し

浜田 千鶴

出不精をコロナにかこつけ冬籠り

高田 弘子

何かせねば焦る自分や冬の日記

福本 恵子

いたわりの言の葉うれし梅の花

小西 あや

悴める手のひらにあるひとり言

高橋 妙

目覚めれば景色消えゆく春の雪

藤田 光子

寒晴や稜線すつきり心まで

松岡 寛孝

愛治俳句会

初闇魔火と血で赤き地獄絵図

久保田由布

名も知らぬ寒星仰ぐ通夜帰り

氏本佐喜恵

水仙が咲く荒庭のあちこちに

金子 和子

広げ待つ掌に落つ雪の華

木原 幸江

口つけて一息に飲む寒の水

末廣 典子

長らへて苦楽半々豆を撒く

善家 初穂

そここの土盛り上がり春を待つ

土居原佳子

どんと焼太き火柱天を突く

古谷 久代

日脚伸ぶ庭で老犬ごろ寝する

渡邊三代子

消費生活だより



賃貸住宅の退去トラブル

～敷金を取り戻すために～

引っ越しのシーズンになると、「賃貸住宅を退去したら、敷金を超える高額な原状回復費用を請求された」というような相談が寄せられます。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは貸主の負担、通常の使用方法を超える使い方による汚れや傷は入居者の負担とされています。

例えば、台所のひどい油污、タバコによる壁紙の変色や臭い、下地の張り替えが必要なクギ穴、落書き、ペットによる柱などの傷や臭いなどは「通常の使用方法を超える」として入居者の負担になります。ただし、費用の全てを負担する必要はありません。壁紙の一部が汚れた場合は、その壁一面分の張り替え費用のみを負担するのが原則です。一方で、部屋の全面を新しく張り替えることは次の入居者を確保する目的で行うグレードアップと考えられ、貸主負担となります。経過年数も考慮され、通常の使用方法なら、壁紙は丸6年住めば、張り替え費用を負担する必要がなくなるとされています。

また、契約書に「ハウスクリーニング代は借主負担とする」などの特約の記載があると、退去時に代金を請求されますので、契約前に契約内容をよく確認しておきましょう。退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋の傷や汚れを写真などで記録しておくことが大切です。困ったら鬼北町消費生活相談窓口（45-1111）にご相談ください。

